

令和 5 年 5 月 25 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K13641

研究課題名（和文）将来債権の差押えの許容性について 第三債務者の保護のあり方の再検討を通じた考察

研究課題名（英文）On seizure against future claims

研究代表者

山木戸 勇一郎 (YAMAKIDO, Yuichiro)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：20623052

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）： 将来債権の差押えの可否の問題については、学説上第三債務者の保護の観点が必要とされてきたものの、その意義は必ずしも明確にされていなかったことから、本研究においては、債権差押えの際に保護されるべき第三債務者の利益について分析した上で、第三債務者の保護の観点から将来債権の差押えを否定した判例の判断枠組みを批判的に検討しつつ、将来債権の差押えの可否に関する適切な判断枠組みについて考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的な観点からは、これまで学説において必ずしも詳細に検討されてきたわけではなかった債権差押えにおける第三債務者の保護の意義と将来債権の差押えの可否の判断枠組みについて、具体的かつ踏み込んだ考察を行っている点に本研究の意義がある。また、社会的な観点からは、将来債権の差押えの可否は債権回収の実効性に少なからぬ影響があるものであり、その予測可能性の向上に寄与し得る点に本研究の意義がある。

研究成果の概要（英文）： This study provides the appropriate framework for whether or not future claims can be seized. Regarding this issue, the perspective of the protection of the third party obligor has been regarded as important in academic theory, but what this means has not been well clarified. In this study, therefore, the interests of the third party obligor to be protected in the event of the seizure of claims are analyzed. In addition, the framework of judicial precedents which judged that future claims can not be seized is critically examined.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：民事執行法 債権差押え 将来債権

## 1. 研究開始当初の背景

### （1）問題の所在

将来債権（将来発生し得る〔未発生の〕債権）の差押えについては、一般論として可能であることは古くから認められてきている。明文の規定として、民事執行法においては、給料その他継続的給付に係る債権を差し押さえた場合は、原則として将来発生するものにも差押えの効力が及ぶ旨の規定がある（民事執行法151条）。問題となるのは、継続的給付に係る債権以外の場合において、将来債権の差押えが可能な範囲に限定はあるのかという点である。

### （2）学説の状況

学説においては、この点について、将来債権の差押えによって特に第三債務者の地位が長期間に亘って不安定なものとなって過大な負担を強いる可能性があるため、発生の基礎となる法律関係が既に存在しており、かつ、近い将来に発生の見込みが確実に認められることが必要であると説かれてきており、その判断は「差押債権者のチャンスと第三債務者の迷惑との間の利益衡量にかかると」旨が説かれていた。

### （3）判例の状況

過去の判例においては、将来債権の差押えが可能であるとされた事案は、古くからしばしば見られたところである（例えば、工事完成前の請負代金債権〔大判明治44年2月21日民録17輯62頁〕、株主総会配当決議前の利益配当請求権〔大判大正2年11月19日民録19輯974頁〕、生命保険契約の解約返戻金〔最判平成11年9月9日民集53巻7号1173頁〕、未発生の診療報酬債権〔最決平成17年12月6日民集59巻10号2629頁〕、投資信託の解約金支払請求権〔最判平成18年12月14日民集60巻10号3914頁〕など）。これに対して、将来債権の差押えが不可能であるとされた事例はほとんど見当たらないが、最決平成24年7月24日判時2170号30頁（以下、「平成24年最決」という）は、債務者の預金口座への差押命令送達後の入金によって発生する預金債権（以下、「将来預金」という）の差押えについて不適法としている。

## 2. 研究の目的

将来発生し得る（未発生の）債権であっても、責任財産としての期待の対象となり得ることについては、多言を要しないところである。もっとも、将来債権は発生後直ちに（債権者がその発生を知る前に）弁済等によって消滅したり、発生前に譲渡等によって移転したりする可能性があり、また、債権の発生後に差し押さえた場合は、当該差押えの前に取得した反対債権や当該差押えの前に発生原因のある反対債権によって相殺される可能性がある（民法511条）。そのため、債権回収の実効性向上を目指す債権者にとっては、未発生の債権について発生を待たずに早期に差し押さえておくことの実益は少なくない。

もっとも、将来債権の差押えの可否の問題に関しては、以上の通り、第三債務者の保護の観点から議論が展開されてきているものの、これまでの判例（裁判例）・学説においては、将来債権の差押えが可能であるとされた事例は多く見られるのに対して、将来債権の差押えが不可能であるとされた事例は、平成24年最決の将来預金の事例を除いて、管見の及ぶ限り特に見当たらない。そのため、議論されてきている第三債務者の保護の観点から、いかなる場合に将来債権の差押えが不可能と解されるのかについて、具体的な手掛かりが乏しい状況にあり、そのためもあって、議論されてきている第三債務者の保護のメルクマールとしての機能がいかなるものかは必ずしも明らかではない状況にある。そこで、本研究においては、第三債務者の保護の具体的な意義を明らかにすることを通じて、将来債権の差押えの可否の判断について、適切な枠組みを考察することを主たる目的として設定することとした。

## 3. 研究の方法

### （1）総論的考察

債権差押えに関する議論においては、第三債務者の保護に言及される場面がしばしば見られるところである。そして、第三債務者の保護に言及されるのは、債権差押手続の当事者（債権者・債務者）ではない立場にありながら、債権差押手続に関わらざるを得ない立場に置かれた者である、といった考慮に基づいていることが多いように見受けられる。もっとも、第三債務者の保護を考察する上においては、第三債務者の保護されるべき利益はいかなる内容のものなのかという点が重要であると考えられるところ、この点については必ずしも明確にされているわけでは

ない。本研究においては、債権差押えにおいて、第三債務者の保護されるべき利益はいかなる内容のものなのかを明らかにしつつ、将来債権の差押えによって、第三債務者の保護されるべきいかなる利益にいかなる影響を与え得るのかという観点から、いかなる場合に将来債権の差押えが不可能とされ得るのかを考察することとする。

## (2) 各論的考察

将来債権の差押えの個別類型である将来預金の差押えの可否については、平成24年最決が結論として否定しており、これは数少ない最高裁レベルにおける将来債権の差押えの否定例である。もっとも、平成24年最決は、将来債権の差押えをめぐる議論されてきた第三債務者保護の観点からではなく、被差押債権の「特定」(民執規133条2項)の一要素と考えられるようになった識別容易性という第三債務者保護の観点から結論を導いている。そこで、将来債権の差押えの可否の問題との関係でこのような判断枠組みが適切なものかを検討することを通じて、将来債権の差押えの可否の妥当な判断枠組みを考察することとする。

## 4. 研究成果

本研究の研究期間中においては、債権法改正や令和元年民事執行法改正などの法改正や新たな判例の展開があり、これらに本研究に大きく影響・関連するものがあつたことから、適宜これらに対応して方針を修正しつつ本研究を遂行し、大筋で以下のような考察に係る内容の成果を得た(部分的に公表済みであるが、未公表部分については公表に向けて努めている)。

### (1) 総論的考察

総論的な考察の出発点としたのは、債権差押手続時の第三債務者と通常時の債務者の法的地位との差異である。第三債務者の法的地位に対する債権差押えの効力の影響の主たるものは、第三債務者の意思によらずに債権行使権者(債務の履行の宛先)の変更が生じる点であるが、この点においては債権差押えと債権譲渡との間に差異はない。そうすると、第三債務者と通常時の債務者の法的地位は基本的には同質のものであるから、両者の間に法律上設けられている特別の差異に関係しない限り、通常時の債務者に与えられた保護を超える保護を第三債務者に与える必要はないものと考えられる(この点に関連する問題として、被差押債権に係る示談を差押えの抵触処分と見ることによって、特別に第三債務者の保護の問題は生じないこと、また、抵当権に基づく物上代位の差押えの意義に関する判例の理解は、通常時の債務者と同様の保護を第三債務者に与える構造のものであること等を論じた)。これを前提にすると、将来債権の譲渡においては、とりたてて目的債権の債務者の保護の観点から、譲渡可能な範囲を制限するという方向の問題意識は見られないため(将来債権の譲渡の問題においては、識別可能性は問題とされているものの、将来債権の差押えの問題において第三債務者の保護の観点から要求されている将来債権の発生の可能性の程度や期間の長短は問題とされていない[最判平成11年1月29日民集53巻1号151頁])、将来債権の差押えにおいて、目的債権の債務者である第三債務者の保護を(なぜいかなる場面で)問題とすべきなのか、という問題意識が生じることとなる。

そこで問題となるのは、債権譲渡と債権差押えの間に法律上設けられた特別の差異であり、これについては、目的債権に譲渡制限特約がある場合に関する民法466条の4第1項および466条の5第2項の規定を挙げることができる(なお、将来債権の譲渡の場合の債務者と将来債権の差押えの場合の第三債務者との間で法律上設けられている特別の差異として、債権法改正で新設された相殺可能性に関する民法469条2項2号の規定を挙げることができるが、これは同号の規定する場合に関しては第三債務者の相殺期待の保護の必要がないという立法判断によるものであるため、本研究の考察の材料とはなり難い)。これらの規定は、当事者の意思に基づく債権行使権者の固定の利益を債権差押えの場面においては保護しないものとするものであるため、第三債務者は(金融機関であるか否かに関わらず)債権行使権者の固定の利益を保護されないのがベースラインである。ただし、通常時においては、当事者の意思に基づく債権行使権者の固定の利益を金融機関に対しては強く保護していること(民法466条の5第1項)からすると、第三債務者が金融機関である場合においては、債権行使権者の変動によって生じ得る不利益について、一定の配慮がなされるべきであることに根拠がないとは言えない。

### (2) 各論的考察

平成24年最決は、将来預金の差押えの問題を被差押債権の「特定」の一要素と考えられるようになった識別容易性の問題に位置付けている。識別容易性が「特定」の一要素と考えられるようになったのは、基本的に預金債権の差押えの場合を念頭に置いてのことであり、預金債権には高度の流動性があることから、差押えの効力の発生から金融機関が被差押範囲を認識するまでのタイムラグによって、当該金融機関に実体法上の不利益が生じ得ることを防止するという意図によるものである(最決平成23年9月20日民集65巻6号2710頁[以下、「平成23年最決」という])。そこで問題とされているのは、債権行使権者の変動によって生じ得る不利益であるから、預金債権の高度の流動性は、債権行使権者の固定の利益を基礎づけ得るということになりそうであるが、第三債務者側の不利益のみを考慮する判断枠組みは、前述のベースライン

からすると適切ではなく、債権者側の利益状況（否定された場合の債権者側の不利益や代替手段の内容）とのバランスを考慮する必要がある。しかし、識別容易性の問題と位置付けることは、金融機関内部の預金管理システムの性能の問題に回収することを意味するため、判断枠組みとしての妥当性が問われることになる（識別容易性が問題とされていた支店順位方式に関しては、債権者の債務者財産情報の収集困難の代替手段であったという債権者側の要素と、金融機関に生じ得る現実的な不利益〔二重弁済の危険〕は無視し得ないものがあるという第三債務者側の要素があり、平成23年最決は後者の要素のみによって「特定」を否定したものの、それ以降令和元年民事執行法改正に至るまでに代替手段の整備が進んだという経緯からすると、識別容易性の判断枠組みは過渡的なものであったと見ることもできる）。そうすると、将来預金の差押えの可否の問題に関しては、識別容易性の問題として位置づけるのではなく、第三債務者側の不利益と債権者側の利益状況のバランスを考慮して判断されるべきであり、金融機関の不利益（平成24年最決が前提とする債務不履行の危険）の現実性の程度と、否定された場合の債権者側の不利益の程度（代替手段として差押えの繰返しを要する）などが比較衡量されるべきである。

### （3）今後の課題

本研究においては、将来債権の差押えの問題について、第三債務者の保護の観点を中心として考察することとしたため、司法資源の効率的活用の観点を巡る問題（債権差押手続の長期化の可能性や発生の可能性の程度と財産的価値の関係性など）については考察の対象としておらず、この点については今後の検討課題となる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 山木戸勇一郎	4. 巻
2. 論文標題 物上代位の目的債権の譲渡後の抵当権者・第三債務者・譲受人間の法律関係 目的債権の帰属移転後の物上代位権行使を肯定した判例の理解に関する覚書	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 藤原正則・池田清治・曾野裕夫・遠山純弘・林誠司【編】『時効・民事法制度の新展開 松久三四彦先生古稀記念』（信山社）	6. 最初と最後の頁 459 482
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山木戸勇一郎	4. 巻 157巻6号
2. 論文標題 被仮差押債権についての示談は処分制限効に抵触するか（最三判令和3・1・12）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 1235 1240
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山木戸勇一郎	4. 巻
2. 論文標題 第三者からの債務者財産情報の取得について 情報保護義務と情報提供義務の狭間にある情報保有者の観点から	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 中島弘雅・内田義厚・松嶋隆弘【編】『改正民事執行法の論点と今後の課題』（勁草書房）	6. 最初と最後の頁 156 166
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山木戸勇一郎	4. 巻
2. 論文標題 抵当権に基づく物上代位権の行使の時的限界 判例理論の理解の執行法の視点からの再構成	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 中島弘雅・内田義厚・松嶋隆弘【編】『改正民事執行法の論点と今後の課題』（勁草書房）	6. 最初と最後の頁 232 255
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山木戸勇一郎	4. 巻 2145号
2. 論文標題 被相続人名義の口座に記録されている振替株式等の共同相続人の準共有持分に対する差押・譲渡命令の適法性（最高裁平成31年1月23日第二小法廷決定）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 金融法務事情	6. 最初と最後の頁 36 39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山木戸勇一郎	4. 巻 61号
2. 論文標題 子の引渡しを命じる審判を債務名義とする間接強制の申立てが権利の濫用に当たるとされた事例（最三小決平三一・四・二六）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 134 137
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山木戸勇一郎	4. 巻 247号
2. 論文標題 形式的競売における無剰余措置の要否および売却条件	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 上原敏夫・長谷部由起子・山本和彦【編】『別冊ジュリスト 民事執行・保全判例百選〔第3版〕』（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 166 167
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山木戸勇一郎	4. 巻 469号
2. 論文標題 弁論主義（最判昭和55・2・7） 当事者による主張の要否	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 21 25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山木戸勇一郎	4. 巻
2. 論文標題 引換給付判決の執行開始要件としての反対給付の提供の意義について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 加藤新太郎・中島弘雅・三木浩一・芳賀雅頭【編】『現代民事手続法の課題 春日偉知郎先生古稀祝賀』（信山社）	6. 最初と最後の頁 433 447
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山木戸勇一郎	4. 巻 64号
2. 論文標題 〔紹介〕Elisabeth Kurzweil, Zur Entbehrlichkeit des rechtlichen Interesses bei der Prozessfuehrungsbefugnis kraft Ermachtigung (Peter Lang, 2008)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 民事訴訟雑誌	6. 最初と最後の頁 176 183
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山木戸勇一郎	4. 巻 90巻6号
2. 論文標題 〔最高裁判事例研究四五六〕米国人がウェブサイトに掲載した記事による名誉等の毀損を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求訴訟について、民訴法三条の九にいう「特別の事情」があるとされた事例損害賠償請求事件(平成二八年三月一〇日第一小法廷判決)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学研究	6. 最初と最後の頁 97 110
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 山木戸勇一郎
2. 発表標題 日本の民事執行法における債務者の財産情報の取得手続の改正について
3. 学会等名 韓国民事執行法学会（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 山木戸勇一郎
2. 発表標題 第三者の執行担当の許容性について
3. 学会等名 第88回 日本民事訴訟法学会大会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 伊藤眞・園尾隆司【編集代表】林道晴・山本和彦・古賀政治【編集委員】青木哲・今津綾子・垣内秀介・笠井正俊・河村浩・古賀政治・下村眞美・杉山悦子・中野琢郎・菱田雄郷・水元宏典・山木戸勇一郎（担当箇所：276 288・1675 1824）・山本和彦【分担執筆】	4. 発行年 2022年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 2008
3. 書名 条解民事執行法〔第2版〕	

1. 著者名 酒巻俊雄・龍田節【編集代表】上村達男・川村正幸・神田秀樹・永井和之・前田雅弘・森田章【編集】片木晴彦・尾崎安央・中島弘雅・高田賢治・岸田雅雄・山下眞弘・杉本和士・玉井裕貴・山下友信・徳田和幸・小原将照・山木戸勇一郎（担当箇所：562 593）・弥永真生・阿多博文・岡伸浩・上江洲純子【分担執筆】	4. 発行年 2020年
2. 出版社 中央経済社	5. 総ページ数 730
3. 書名 逐条解説会社法（第6巻）計算等・定款の変更・事業の譲渡等・解散・清算 第431条～第574条	

1. 著者名 伊藤眞・園尾隆司【編集代表】林道晴・山本和彦・古賀政治【編集委員】青木哲・今津綾子・垣内秀介・笠井正俊・河村浩・古賀政治・下村眞美・杉山悦子・中野琢郎・菱田雄郷・水元宏典・山木戸勇一郎（担当箇所：274 286・1593 1722）・山本和彦【分担執筆】	4. 発行年 2019年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 1844
3. 書名 条解民事執行法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

慶應義塾大学学術情報リポジトリKOARA：法學研究  
http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara\_id=AN00224504-20170628-0097

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------